

第 8 0 回平塚市開発審査会 会議録

開催日時	平成 2 7 年 7 月 2 日 (木) 1 4 時 0 0 分から 1 5 時 3 0 分まで			
開催場所	平塚市役所 本館 6 階 6 1 9 会議室			
出席者	委員	柳沢会長、杉崎会長職務代理、石崎委員、津田委員		
	処分庁	まちづくり政策部 難波部長 開発指導課 金子課長、坂本主管、菅間主管、越山主査、伊藤技師		
	関係課	環境政策課 滝原課長、吉岡課長代理 建築指導課 渡邊課長		
	事務局	まちづくり政策部 まちづくり政策課 小野間課長、熊澤課長代理、加藤主任、道間主事補		
欠席者	委員	高橋委員		
会議公開の取扱い	公開	一部公開	非公開	傍聴人 1 名
議長	柳沢会長			
会議録署名委員	柳沢会長、杉崎会長職務代理			
<p>会議内容</p> <p>1 開会</p> <p>事務局から出席委員数が委員数 5 人の過半数に達しているため平塚市開発審査会条例第 6 条 第 2 項 の規定により本審査会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 議案 1 提案基準 1 0 号 第 2 種特定工作物以外の運動・レジャー施設である工作物及び墓園に必要な建築物</p> <p>処分庁から案件概要説明</p>				

委員質疑

墓地の区画数はいくつか。

関係課回答

1519区画です。

委員質疑

提案基準10の立地基準は変更があったのか。

処分庁回答

平成26年7月1日に改正がありました。

委員質疑

必要不可欠な管理事務所とは、どのような機能を有するのか。法事等を行うことはできるのか。

処分庁回答

事務室、利用者のトイレ及び休憩スペースです。法事等を行うスペースはありません。

委員質疑

墓地自体を造ることに関しての基準はどのようなものか。

関係課回答

墓地を造る際には、「平塚市墓地等の経営の許可等に関する条例」及び厚生省の「墓地経営・管理の指針」に沿い、学校や病院等からの距離や駐車場の数、排水、緑地率等について審査を行っています。当墓地に関しましても審査が行われていますが、現状では不許可となる大きな理由は見当たらず、許可される見込みです。

処分庁回答

技術的な基準といたしましては、まちづくり条例において、道路後退、排水設備、消防水利施設等についての基準を定めております。

委員質疑

擁壁等の技術的な基準はどうなっているのか。

処分庁回答

2m以上の擁壁は工作物扱いとなり、建築基準法に基づいた工作物確認申請が必要となります。この場合もそれに該当しており、申請を行う必要があります。

委員質疑

雨水排水の接続先はどこなのか。

処分庁回答

東側の擁壁下の水は南東側の既設の雨水管に接続され、その他の水は北西の駐車場地下の雨水貯留槽に一時貯留し、西側の雨水管へ放流されます。

委員質疑

建物敷地西側に凸部分があるが、これは何か。

処分庁回答

合併処理浄化槽設置箇所です。

以上のほか質疑等もないため本案件について承認してもよいかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答し、承認するとの議長のまとめ。

3 閉会

以 上